

東大阪市告示第 135 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国帰国者支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次の医療機関の指定を行ったので、法第 55 条の 3 第 1 号（中国帰国者支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 9 日

東大阪市長 野 田 義 和

指定した医療機関

別紙のとおり

医療機関コード	名称	住所	診療科目	指定日	電話番号
271-5015190	医療法人旭友会 池田診療所	大阪府東大阪市大蓮北2丁目6番3号	内 循 小 糖	令和8年7月1日	06-6728-7548
276-5092347	灯庵訪問看護ステーション	大阪府東大阪市南鴻池町1丁目6番6号101号室	訪問看護	令和8年8月1日	072-935-5984